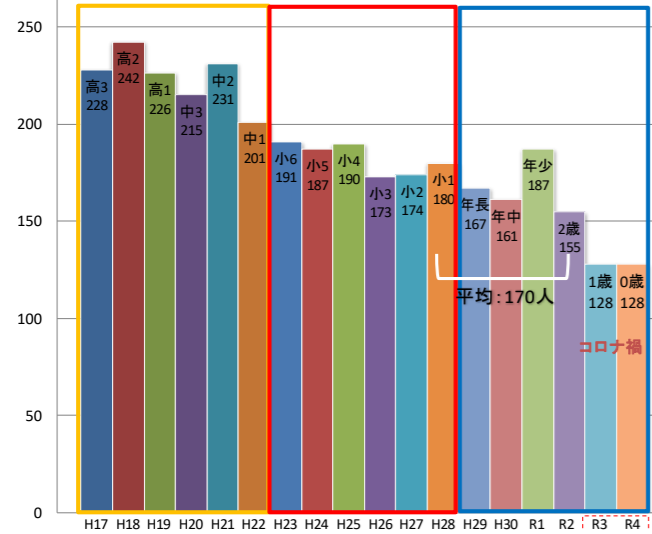


令和5年度立山町立小学校適正配置検討審議会からの答申について【概要】

1. 小学校の規模・配置の適正化の必要性



出生数・児童数の推移

- ・児童数の減少
昭和57年度2,560人→令和5年度1,095人
(約1,500人減少)
- ・コロナ禍以降の変化
令和3・4年度の出生数：128人
それまでの5年：平均170人(約40人減少)
“少子化がより一層進展している”
→平成30年度答申時の想定を超えて
全町的に小学校のあり方を検討する必要が生じた
- ・利田地区では大規模な宅地造成等が予定される
→大幅な社会増が想定(正確な推移を見込むことは困難)

2. 小学校の適正規模・適正配置に関する基本方針

適正規模について

- ① 1学級の最小規模を15名程度とする。
- ② 小学校の適正規模については、各学年で1学級以上の規模とする。

※ 1学級の最少児童数を15名程度とし、複式学級編制とならないことが望ましい。

複式学級編制が見込まれる場合には、児童数確保の取り組みや学校の統合について、早い段階から検討を行うことが必要である。

適正配置について

- ① 学校配置については、地理的な繋がりや全町的なバランスを重視する。
- ② 通学距離に関しては、国が示す通学基準(小学校児童は4km以内)を基本とする。
ただし、地理的条件や地域コミュニティとの関係、児童の体力等を考慮した弾力的な運用を図るものとする。
(スクールバスだけでなく、公共交通やライドシェアなど新たな交通手段の活用なども検討する。)

基本方針に基づく適正規模実現に向けて

児童や保護者の考え方が多様化する中で、家庭の状況や子どもの特性に応じて学校を選択できることが、新たなニーズになっている。こうした状況をふまえ、今後の適正規模実現に向けた取り組みの選択肢として、隣接校への統合や小規模特認校化の導入を検討すべきと考える。

* 小規模特認校制度

少人数で地域と連携して特色ある教育に取り組むことから、多様化する児童の特性に合わせた教育の選択肢となりうる。また、町全域の児童を受け入れることができることから、新たな小学校教育のあり方の一つとして、小規模校と地域の実情や要望等に配慮しながら制度の活用について検討する。

小規模特認校化した場合でも、児童数の増加が見込めない場合は、学校統合による適正化を図る。

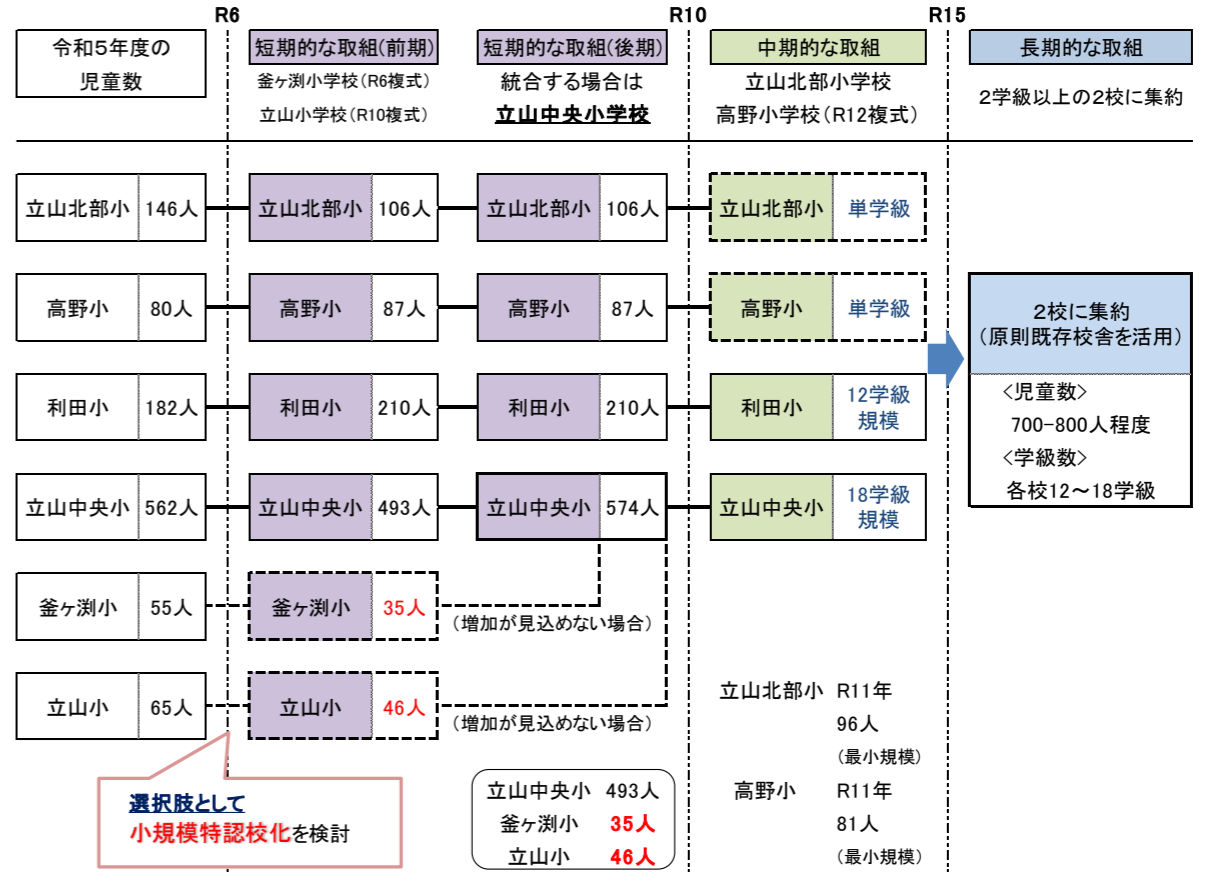
3. 小学校の規模・配置の適正化に向けた具体的な方策について

年度	H30	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
立山北部	182	146	143	132	120	110	106	96
立山中央	611	562	546	528	525	523	493	459
高野*	128	80	83	85	92	91	87	81
利田	226	182	181	202	206	212	210	218
釜ヶ淵	76	55	49	41	42	36	35	32
立山	80	65	65	56	56	51	46	43
合計	1,303	1,090	1,067	1,044	1,041	1,023	977	929

※ 高野小学校のH30児童数には、日中上野小学校児童数を含む

立山町立小学校 適正規模の具体的な枠組み

<長期的に2校に統合>



(1) 短期(令和6~10年度)

- ・対象校：複式学級の編制が見込まれる、釜ヶ淵小学校(R6見込)と立山小学校(R10見込)
- ・適正規模となるよう、早期に統合もしくは小規模特認校化等について検討し、取り組む
- ・各学年1学級を維持できれば存続するが、児童数の増加が見込めない場合は統合の協議を行う
- ・短い期間での再統合が発生しないよう、統合先は立山中央小学校とする

(2) 中期(令和11~15年度)

- ・対象校：立山北部小学校と高野小学校(R12複式学級見込)
- ・令和11年度以降、両校ともに最小規模を下回る見込み
- ・短期の状況をみながら、適正規模となるよう統合もしくは小規模特認校化等の取り組みを検討する
- ・統合の場合は、隣接校への統合を協議する

(3) 長期(令和16年度以降)

- ・町全体の児童数の長期的な推移の見込みや利田地区の人口動態の流動性などから
立山中央小学校1校に集約することは、施設の規模及び教室の状況、通学方法の確保の観点から困難である
- ・長期的な取り組み：1学年2学級以上の規模となる2校への集約が望ましい

4. 小学校の規模・配置の適正化を進めるにあたっての留意事項について

地域住民と一体となった小学校の適正化について

- ・適正化を進めるにあたっては、児童と保護者、地域住民の理解や協力が不可欠である
- ・さまざまな情報(児童数の状況、複式学級や小規模特認校等の制度など)を、未就学児の保護者を含めた関係者へ広く周知したうえで合意形成に努めることが重要

教育を取り巻く情勢の変化に柔軟に対応するために

(1) 新たに求められる教育の形について

小規模化する学校環境や多様化する児童のニーズに対応した、個別最適化された学びの提供を求める

(2) 社会情勢の変化等に柔軟に対応するために

近年の社会情勢を考慮し、5年ごとの画一的な審議会ではなく、中間年(2年目~3年目)を目途に町全体の学校のあり方について継続審議する場や機会を設けることが望ましい